

# ニセコ町まちづくり基本条例の改正（案）内容

## 1 まちづくり基本条例とは

この条例は、まちづくりを進める上で、主権者であるわたしたち町民と行政が情報を共有し、町民がまちづくりに参加する権利を保障する内容となっており、このため町の憲法と位置づけています。（平成13年4月から施行）。

このように重要な決まりであることから、この条例は「社会情勢等の変化に則した内容で有り続けているか」を検討し、見直しをすることもルール化されています。

なお、今回は平成13年4月の条例施行以来、2度目の改正となります。

## 2 改正概要

今回は、子どもたちのまちづくりに参加する権利の保障、町が設置する審議会等への女性の参加の拡充、町の予算作成にあたっての透明性の確保、町が条例をつくり又は廃止する場合の町民参加等の徹底が主な改正点です。

## 3 改正点（案）

- ① 第11条（満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利）について、子どもたちのまちづくりに参加する権利を保障するため、参加の制度を規則その他で具体的に規定する項目を追加しました。
- ② 第31条（審議会等への参加及び構成）について、本町では町が設置する審議会や委員会などへの女性の参加が少ないことから、審議会等の構成は一方の性に偏らないよう配慮する項目を追加しました。
- ③ 第41条（予算編成）について、町では平成22年度予算から、その編成過程を公開しています。今後もこの取組みを継続的なものとするための文言を追加しました。
- ④ 第54条（条例制定等の手続）について、町では重要な条例をつくる過程で、町民の参加又は町民に意見を求めることとなっていますが、この手続を厳格化するための改正案としました。  
また、町民参加等で策定した条例案は、事前に公表し、町民等の意見を聞き、その意見への回答を義務付けました。

## 4 改正に向けた参加等の状況

平成20年7月から平成21年3月まで、公募委員を含めたニセコ町まちづくり基本条例検討委員会「以下（委員会）という」を設置し、計7回の委員会にて条例改正項目を検討しました。この検討経過を踏まえて、平成21年3月に委員会から町へ答申が提出されました。

また、平成21年2月9日開催の第111回まちづくり町民講座では「ニセコのまちづくりを検証する」をテーマに、まちづくり基本条例制定後の町の状況や今後の条例のあり方などの意見交換を行いました。

今回の条例改正案は、これらの検討を踏まえた内容となっています。

〈お問合せ／担当〉 ニセコ町役場 企画課経営企画係  
担 当：山本、齊藤  
電 話：0136-44-2121 FAX:0136-44-3500  
電子メール：kikaku@town.niseko.lg.jp